

(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善報告

イ. 業務フローの作成

「決定事項」、「発生事項」とともに、開示に至るまでの業務フローが未整備であったため、平成 27 年 4 月下旬に業務フローを新たに作成し、その後修正を加え平成 27 年 8 月 3 日に正式に確定いたしました。具体的には、「発生事実」と「決定事実」別に開示までのフローを明文化し、業務フローの作成により開示にいたるまでのプロセスが明確になりました。また、営業利益（損失）、営業外利益（損失）、特別利益（損失）につきましては、会社情報適時開示ガイドブックにおける当社決算数値に合わせた開示基準における判定ファイルを作成したことにより、判定ファイルを使用した開示基準の確認、さらに、外部専門家との連携による開示内容に対する考え方の確認業務を加えました。これにより、管理部 IR 担当職員がフロー図に基づき開示作業を進めることで、平成 28 年 1 月を目途に管理部長不在時においても管理部 IR 担当職員が適時開示資料を作成し、代表取締役へ報告、または、取締役会における機関決定後、適時開示を行うことが可能となります。開示までの詳細な業務フロー図につきましては、本報告書最終ページに記載させていただいております。

また、既に管理部長管理下のもと管理部 IR 担当職員が業務フローを使用した運営を行っており、このように、運用途上ではありますが業務フロー整備による成果はあるものと判断しております。

ロ. 業務マニュアルの作成

「発生事実」、「決定事実」別に、それぞれの適時開示事項を記載したことで、開示事項の該当要否の確認を可能にしており、今回、平成 27 年 8 月 3 日に新たに作成しました適時開示マニュアルにより、上記イの業務フロー図及び、会社情報適時開示ガイドブックと併用することで適時開示事項の確認及び、適時開示までの業務が明確化になっており、当社における適時開示業務の改善につながっていると考えております。

(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置

- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライセンス・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

(a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置

イ. 資金の分別管理

平成 26 年 11 月 6 日に開設した調達資金管理用口座にて、分別管理を実施しています。また調達した資金の支出時は、各プロジェクトごとに支出可能額以上に支出されていないかを都度確認を行い、毎月末に当月分の入出金明細を作成し、公表した資金使途及び、公表した支出時期通りに支出充当されていることを確認しています。また、公表した資金使途明細とおりに調達した資金の充当が行われていることを管理するための管理表の作成を行っております。

ロ. 管理部長による資金管理

調達しました資金につきましては、本来の資金使途通り支出を行うため、管理部長が使途内容を確認し振替指示を実施しております。本来の資金使途以外に支出する時は、管理部長により資金使途変更に関する開示資料を作成し、各取締役様に報告後、適時開示を行ったうえで支出をしています。また、資金管理をより明確化するために、当初は、当社の決裁/職務権限規程を改訂する予定でした。しかし、決裁/職務権限規程につきましては、職位に応じた通常事業資金の決裁権限を取り決めているため、当社の経理、財政に関する事項を取り纏めている経理規程につきまして改訂を実施することとし、調達した資金は管理部長が一元管理を行うこと、調達した資金使途以外に支出するときは資金使途変更に関する適時開示を行うこと等を新たに追加し、平成 27 年 4 月に経理規程の改訂を実施しました。また、毎月開催される定時取締役会において、管理部長より調達資金の増減及び、支出明細の報告を行っております。

なお、調達しました資金に関しましては、管理部長が正しく資金支出を行っているかにつきまして、四半期ごとに監査法人へ提出する資金繰表にて代表取締役が調達した資金についてどのように支出されているか確認を行い、また、1,000 千円以上の支出を行う時は稟議書において社内決裁を経た後に支出をしています。さらに、稟議書につきましては四半期ごとに監査法人が内容を確認しております。支出に関する確認結果につきましては現時点で特別な指摘を受けてはおりません。このように、調達した資金につきましては当社経理規程に基づき、管理部長が一元管理を実施しており、一定額以上の支出時は稟議書にて代表取締役の決裁をもとに支出を行い、定期的に監査法人が支出内容の確認を行う等、客観的な検証も行われております。また、平成 27 年 9 月からは金額の多寡に関係なく調達した資金を支出する場合は、管理部長が作成した稟議書にて、資金使途、充当額を代表取締役社長に報告し、支出先が開示資料と整合性が取れているかの確認を行っております。また、実際の資金移動手続きにつきましては、送金前にインターネットバンキングシステムを管理します経理課長、経理課職員の 2 名により稟議書内容の確認が二重に行われており、送金手続きの承認コードもそれぞれが管理しています。即ち、管理部長が単独でインターネットバンキングシステムから送金手続きが行えない体制となっております。また、出金稟議書につきましては取締役会開催後、その他必要に応じて監査役の確認も受けております。

(b) 社内体制の未整備に関する改善措置

イ. 中途採用の活用等による社内体制の整備

現行の管理部門は、IR 担当 2 名、システム管理 1 名、人事総務 1 名、経理 3 名の合計 7 名体制です。IR 担当の充実を図り 3 名体制にて運営するため、社内的人事異動により平成 27 年 3 月 20 日に IR 専属の担当者を 1 名配置し現在は管理部長と管理部門 IR 担当職員の 2 名で運営しております。不足する 1 名の人材確保を図るため、平成 27 年 4 月より人材派遣会社、人材紹介会社に対し、上場会社勤務経験のある IR 担当者 1 名の採用を行うため手配をいたしました。求人の少なさと、条件不一致等により、現時点におきまして未だ採用に至っておりません。本件につきましては、継続して採用活動を実施し、平成 27 年 11 月までに新たな人員が確保できない場合には、社内人事異動により管理部門 IR 担当職員を増強し、遅くとも平成 27 年 12 月を目途に 3 名体制にて運営を実施いたします。

(c) 役職員における情報共有の不備に関する改善措置

イ. 適時開示すべき事項の把握及び業務フローの作成

上記 17 頁 (c) イのとおり、業務フローの作成を行ったことで、各職位に応じた対応と確認を明確化いたしました。これにより、開示事項発生時又は、発生が予測された時点において、役職者に対する情報共有が可能となりました。また、決定事項に関しましては、事前に外部専門家の助言を受け開示事項のドラフトを作成し取締役会において機関決定した時点で速やかな適時開示を行っております。

さらに、決算情報につきましても、業績が確定した時点で全役員に報告を行い、内容確認、意見徴求を経た上で、適時開示を行っております。

このように、改善報告書提出後につきましては、業務フローに基づき、調達した資金使途の変更に関する開示につきましても、事前に現状の確認を行い、資金使途及び支出時期に関する変更について役員の情報交換を実施し、適時開示後に開示内容とおりに支出を行っております。

b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

(a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置

イ. 適時開示事項に関する知識の向上

適時開示の意義を再認識し、適時開示制度の概要を継続して確認、理解が必要であることは認識しております。そのため、会社情報適時開示ガイドブックの内容把握と業務フローの活用、また、各種セミナーへの参加、東京証券取引所が実施した適時開示セミナー（入門編）確認テストによる理解力の確認を行い、開示事項一覧の活用により開示事項を正しく認識するよう努め、公表する事実につきましては、より正確に開示を行うため、適時開示の重要性を再認識し、管理部長及び IR 担当職員の知識の向上を図っております。

そのような中、先般、平成 27 年 7 月 29 日に当社が公表しました「当社元代表取締役及び元取締役に対する損害賠償請求に関するお知らせ」にて当社元役員への損害賠償請求に関しましては、以前であれば自ら経過開示を行うことはありませんでしたが、当社の適時開示に対する考え方、知識の向上により、当社経営に関する事象に対し経過報告、説明責任という観点から自ら情報開示を行えるようになり、当社は、その後の経過開示として、平成 27 年 9 月 29 日に『(経過開示) 当社元代表取締役及び元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ』を公表しております。

このように、日常業務において実践を繰り返すことで各種セミナーにて習得した知識の理解力の向上を図り、さらに、適時開示事項なのか、PR 情報なのかを明確に判断するため、管理部におきまして平成 27 年 9 月より当社が過去に開示した開示事項を分類ごとに分別して管理し、過去事例のデータ蓄積を図ります。これにより、類似する適時開示におきまして開示の適否を判断する資料として活用してまいります。

c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

(a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置

#### イ. 資金管理及び適時開示に対する意識の改革

以前は、調達しました資金につきまして、通常口座で管理していたため、日常の支払い用の資金と調達した資金が混在していました。これにより、調達した資金が本来の目的以外に支出されており、資金使途につきましても何ら管理が実施されていませんでした。また、資金使途を変更する時も事前に資金使途を変更する旨の開示を行うべきでしたが、これも実施されていない状況でした。今回、調達した資金の管理に対する意識改革としまして、まず、平成 27 年 4 月に当社経理規程を改訂し、調達した資金につきましては管理部長が一元管理と通常の資金とは別に分別管理を実施しております。さらに、調達した資金の支出についても平成 27 年 9 月より代表取締役社長への報告、承認のもと、管理部長が出金の指示を経理課に行っています。また、調達した資金の本来の資金使途目的以外に支出する場合は、予め資金使途変更に関する適時開示を行い支出しております。このように、株式市場より調達した資金につきましては、本来の事業目的のみに支出することが原則であり、過去の当社における杜撰な資金管理体制、調達資金の使途報告を取締役に報告せず一部の役員のみが情報管理、資金管理をしていた事実等の反省を踏まえ当社役員を意識改革を図るとともに、今後におきましても管理部長が規程に基づき厳格に管理してまいります。

#### (3) 社内調査委員会の調査結果に対する改善措置

##### ① 特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置

当社は、本改善状況報告書項番 4 に記載しました特別損失計上に関する社内調査委員会より、平成 27 年 5 月 25 日付で調査報告書を受領いたしました。当該調査結果によりますと、今回の特別損失の計上につきましては、当社元代表取締役である宮嶋淳氏及び、元取締役である田口伸之介氏両名が、当社取締役会に対し重要な契約に関して契約締結前に重要事実の開示を行わなかったことにより発生した特別損失であり、両名に対し善管注意義務違反が認定されております。また、当該調査報告において調査委員会から当社取締役会に対し次のとおり提言がありました。なお、本調査報告書の詳細につきましては、当社が公表しました平成 27 年 5 月 25 日付「特別損失発生に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせ」をご参照願います。

##### 【調査委員会からの提言】

- a. 重要な契約締結時は事前に文章で助言を受けることを社内規程に盛り込む
- b. 担当役員は他の取締役に対し契約上の重要事実について、弁護士への確認も踏まえ説明することを社内規程に盛り込む
- c. 社内規程において、契約上のリスク、将来リスクとなり得る事項を取締役全員が共有するためのプロセスの規定

##### 【実施状況】

上記 a.b.c の本提言につきましては、当社の従前における取締役会において全ての情報が開示されていないことによる契約内容の認識不足、また、契約内容の開示が不完全であることによりリスク要因が把握できていない状況であることを踏まえて行われたものです。当社は、本提言を受け、当社の社内規程を改めて確認したところ、社内調査委員会からの提言で示された重要な契約締結における契約内容、リスクの確認及び全取締役の情報共有については、現状の取締役会規程にて網羅されていると判断したため、規程の改訂は行わないこととしました。即ち、当社取締役

会規程において、代表取締役が必要と認めた事項については、取締役会への付議が必要となっております。そのため、外部との重要な契約締結につきましては、必ず取締役会にて決議が必要となり、実際の運用においても、締結予定の契約書は全て取締役会に提出され審議をしております。なお、当社におきましては、代表取締役田中英雄、社外取締役若尾康成及び社外監査役藤川浩一の3名が弁護士であり、加えて社外取締役鼓昭雄は税理士であることから、契約上のリスク、会計上の考え方等につきましては、取締役会にて十分協議ができるものと考えております。このように、調査委員会からの提言につきましては、当社取締役会規程における決議事項及び細目を遵守することで対応しております。

このような対応につき本提言をされました二重橋法律事務所川村一博弁護士、当社常勤監査役益田康雄からも問題ないとの評価をいただいておりますが、同時に、契約締結業務を行う管理部門の担当役員から取締役会に対する情報提供の手続きの詳細を運用基準として明文化しておくことが望ましいとの見解が出ております。また、本提言につきましては、現時点における当社役員に限らず、今後当社役員変更後にも対応できるように本提言を明文化した内規を平成27年12月までに作成することで管理徹底をしております。

## ② ハラール認証に関する調査結果に対する改善措置

当社は、平成27年3月4日に当社ホームページ上にて公表しました「スーパーソルガム糖液に関するインドネシアにおける「ハラール認証」登録申請についての知らせ」につきまして、公表した内容に事実と異なる記載があり、当社は責任の所在を明らかにするため及び、再発防止策の策定のため平成27年4月14日に社内調査委員会を発足し、事実関係の調査を行いました。社内調査委員会から当社取締役会に対し平成27年6月15日付で調査報告書が提出され、当該事案に対しては当社元代表取締役である宮嶋淳氏及び、元取締役である田口伸之介氏兩名に善管注意義務違反が認定されました。

また、当該調査報告において調査委員会から当社取締役会に対し次のとおり提言がありました。なお、本調査報告書の詳細につきましては、当社が公表しました平成27年6月15日付『『スーパーソルガム液糖に関するインドネシアにおける「ハラール認証」登録申請についての知らせ』に関する社内調査委員会からの調査報告書受領のお知らせ』をご参照願います。

### 【調査委員会からの改善策】

- a. 対外的に公表する内容につき、より慎重な検討を実施する仕組みの構築
- b. 取締役相互監視の強化
- c. 重要な契約の存在及び内容を取締役が共有できる体制

### 【実施状況】

当社は、社内調査委員会からの提言及び、改善報告書の徴求措置による改善策の策定を踏まえて次のとおり改善策を実施しております。

- a. 公表する内容につきましては、適時開示資料及びPR資料に企業名、個人名、他社製品名等が記載される資料につきましては、必ず関係者に記載内容の確認を行い、相互に合意形成が取得できたもの、さらに、裏付け資料が当社において確保できたもののみを開示する体制へ改善いたしております。また、公表内容にあわせ記載事項に事実誤認がない事を外部専門家に都度確認を行っており、適時開示マニュアルにより運用の明文化も図っております。

- b.取締役相互監視につきましては、従前のように特定の取締役による情報統制、情報開示が行われないように、適時開示事項、PR 情報に限らず当社として公表する全ての情報は必ず全取締役、全監査役に事前に情報提供を行ったうえで公表をしております。
- c.契約締結時については、締結予定の契約書全てを取締役会に提出し、全役員へ共有しております。

## 6. 改善報告書の達成状況と今後の方針

今回の公表措置による改善報告書徴求措置を受け改善に努めてきましたが、当社が平成 27 年 4 月 8 日に株式会社東京証券取引所に提出しました改善報告書に記載しました改善措置につきまして、管理部 IR 担当者 3 名体制、IR 担当職員による単独での適時開示業務の遂行等、現時点では一部改善が行えておりません。IR 担当者につきましては、上場会社における開示業務経験者の募集を約 5 ヶ月間継続しておこなってきましたが、改善報告書に記載した時期までに補充が行えませんでした。また、管理部長不在時における IR 担当職員による単独での適時開示につきましても、外部セミナー等への参加による知識の習得をいたしました。現時点におきましては、定型的な適時開示は行えるものの、経過開示等の定型外の適時開示業務につきましては単独で開示資料の作成までは行えない状況ですが、前述のとおり期限を定め改善を行っていく予定です。

今後につきましては、これまでの取組みを継続かつ徹底し、二度とこのような事態が発生しないよう当社及び当社グループ全役員一丸となって関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存であり、本改善状況報告書にてご報告した改善措置の進捗状況につきましては、今後実施予定のものも含めて改め適時開示を行い、関係者及び株主並びに投資者の皆さまへ半年後を目途にお知らせさせていただきます。

## 7. 改善スケジュール

	平成 27 年										平成 28 年	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	4 月	
(1) 平成 27 年 2 月 27 日付開示資料において事実と異なる開示を行った原因に対する改善措置												
(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置												
イ 新体制の発足			代表交代による新体制発足	→								



		始										
	ロ 管理部長による資金管理	規程改訂 運用開始	→									
(b) 社内体制の未整備に関する改善措置												
	イ 中途採用の活用等による社内体制の整備	2名体制	→								採用 予定 3名 体制	→
(c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置												
	イ 適時開示すべき事項の把握及び業務フローの作成	作成、運用開始	→									
b (a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置												
	イ 適時開示事項に関する知識の向上	開示事項の理解	→									
c (a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置												
	イ 資金管理及び適時開示に対する意識の改善	意識の改善	→									
(3) 社内調査委員会の調査結果に対する改善措置												
	① 特別損失計上に関する調査結果に対する改善措置	運用開始	→							提言 内容 の明 文化	→	
	② ハラール認証に関		運用									

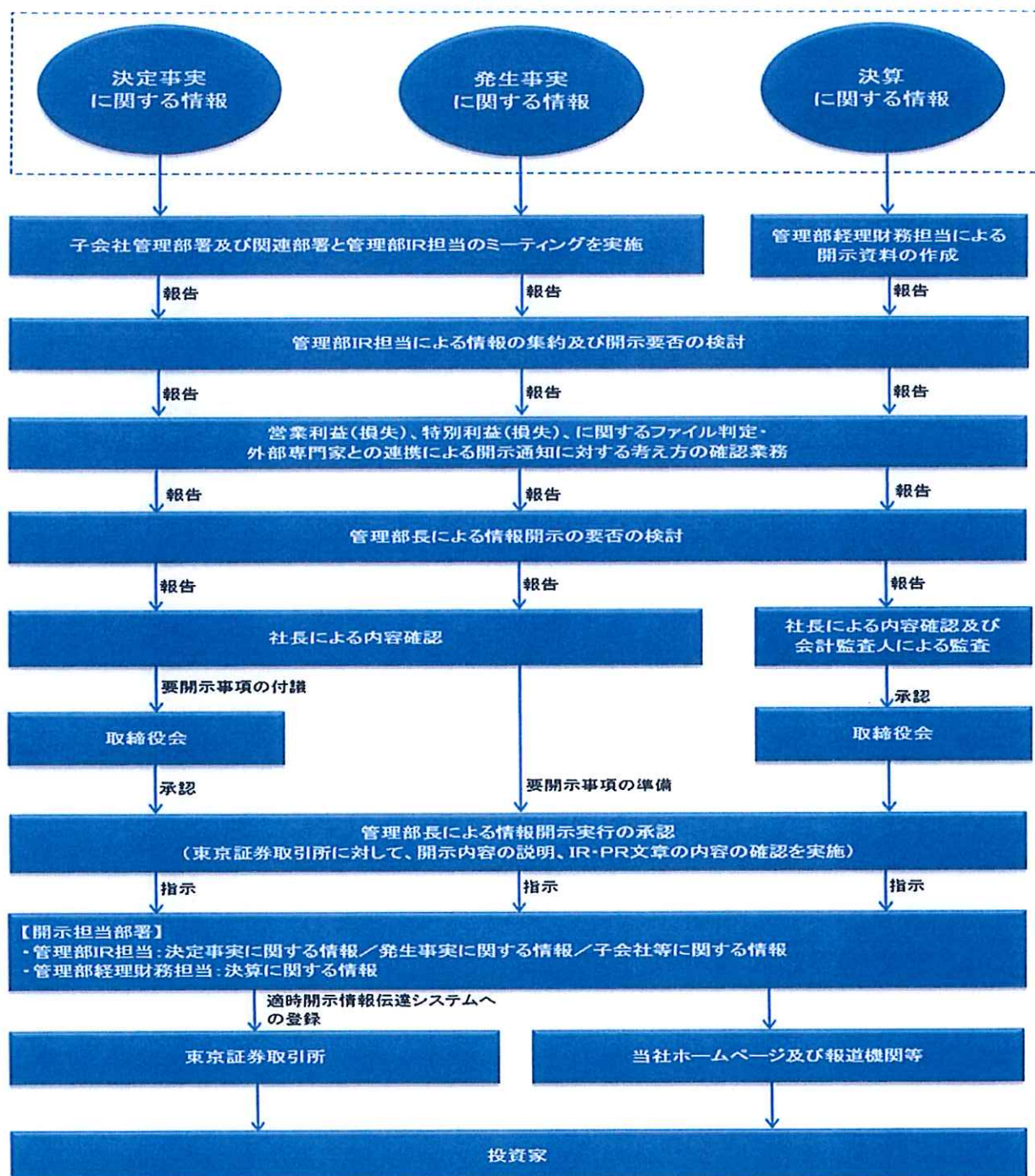


	する調査結果に 対する改善措置		開始									
	上記改善策の経過報告											開示予定

## ＜適時開示体制の概要（模式図）＞

当社は、全ての株主及び投資家に対して重要情報を公平、正確かつ適切に提供するために、法令・取引所規則等に基づき情報開示を行います。

また、法令等に定めがなくとも、株主及び投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報につきましては、積極的かつ公平に情報開示を行ってまいります。



以上